

定 款

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神戸市中央区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は全ての知的障害者施設を利用する人の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 障害者福祉に関する情報の収集・交換・調査・研修
2. 関係機関及び各種福祉団体との連携・協働
3. 知的障害者に関する問題の社会啓発
4. その他目的達成のために必要な活動

(公 告)

第 5 条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(会員、入会及び種別)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 当法人の社員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 当法人の社員は、次の3種とし、正社員をもって法律上の社員とする。

① 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

- ② 賛助社員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- ③ 名誉社員 この法人に功績のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(会 費 等)

- 第 7 条 正社員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助社員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

- 第 8 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- 1. 2年以上会費を滞納したとき。
 - 2. 総社員の同意があったとき。
 - 3. 成年被後見人または被保佐人になったとき。
 - 4. 死亡または社員である団体が解散したとき。
 - 5. 除名されたとき。
- 2 社員は前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(退 社)

- 第 9 条 正社員及び賛助社員はいつでも別に定める退社届を提出することにより、退社することができる。

(除 名)

- 第 10 条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。
- 1. この定款その他の規則に違反したとき。
 - 2. 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員名簿)

- 第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び一般社団に関する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項

(開催)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第15条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各社員に対して、招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することが出来る。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

- 第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
1. 社員の除名
 2. 監事の解任
 3. 理事、監事又は会計監査人の法人法111条1項の任務懈怠責任の一部免除
 4. 定款の変更
 5. 事業の全部の譲渡
 6. 解散及び継続
 7. 吸収合併契約の承認及び新設合併契約の承認
 8. その他法令で定められた事項及び定款に別段の定めある事項
- 3 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の省略)

- 第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 第18条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第21条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人には、理事を3名以上50名以内及び監事2名以内を置く。

(理事及び監事の選任)

第23条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要あるときは、総社員の過半数をもって、社員以外のものから選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第24条 理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(代表理事)

第27条 当法人には代表理事2名以内を置き、理事会の決議によって選任する。

- 2 代表理事を、理事長と称する。
- 3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び理事・監事がこれに署名または記名押印する。

(理事等の法人に対する責任の免除)

第38条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(外部役員等の法人に対する責任の限度)

第39条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事との間に、同法第111条第1項の行為による損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以

上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

- 2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部監事との間に、同法第111条第1項の行為による損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(理事会規則)

- 第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の募集)

- 第41条 当法人は社員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

- 第42条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別途定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第43条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第44条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 解散

(解散の事由)

- 第45条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1 社員総会の決議
- 2 存続期間の満了
- 3 法人の合併
- 4 社員が欠けたとき
- 5 法人の破産手続開始決定
- 6 解散を命ずる裁判
- 7 その他法令で定められた事由

(法人の継続)

- 第46条 前条第1号及び2号の事由によって解散した場合には、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。
- 2 前条第4号の場合においては、理事会の承認により新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

第8章 計 算

(事業年度)

- 第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。
1. 事業報告
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書（正味財産増減計算書）

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 由 岐 透

設立時社員 南 守

設立時社員 岩 本 邦 雄

(設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所)

第52条 当法人の設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事 由 岐 透

設立時理事 南 守

設立時理事 岩 本 邦 雄

設立時監事 山 根 基

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款に定めのない事項)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

令和2年6月29日

上記は当法人の現行定款である。

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

代表理事 由 岐 透